

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 54 税率変更時の税効果会計適用上の留意事項

平成 26 年税制改正大綱に復興特別法人税の 1 年前倒し廃止が盛り込まれました。今後、閣議決定を経て改正法が公布されることを見込まれます。

今回は、3 月決算の会社を前提として、復興特別法人税の廃止に伴って税効果会計上必要となる対応について解説します。

税率の変更が見込まれている場合に、決算にて改正前の税率を利用するか、改正後の税率を利用するかは、3 月 31 日までに改正法が「公布」されているかどうかにより判断します。以下、平成 26 年 3 月 31 日までに改正法が公布された場合と平成 26 年 4 月 1 日以降に改正法が公布された場合に分けて解説します。

1. 平成 26 年 3 月 31 日までに改正法が公布された場合

この場合、復興特別法人税を含まない改正後の法定実効税率を用いて繰延税金資産・負債を計算することとなります。

a. 繰延税金資産・負債の修正の会計処理

平成 26 年 3 月期の決算から改正後の税率に基づく法定実効税率を用いて繰延税金資産・負債を計算することになります。

この場合、過去に計上した繰延税金資産・負債についても改正後の税率を用いて再計算する必要があります。その結果、生じた繰延税金資産・負債の修正差額は、損益計算書上、法人税等調整額に加減して処理します（個別指針 19）。

b. 資産・負債の評価替えにより生じた評価差額の調整

資産・負債の評価替えにより生じた評価差額が直接純資産の部に計上される場合において、当該評価差額に係る繰延税金資産・負債の金額を修正したときは、修正差額を評価差額に加減して処理します（個別指針 19 ただし書）。

c. 圧縮積立金、特別償却準備金、その他租税特別措置法上の諸準備金（以下、諸準備金等という。）に係る税効果

税率が変更された場合、諸準備金等に係る繰延税金負債についても修正する必要があります。

この場合も a. と同様、修正額は損益計算書上、法人税等調整額に含めて処理します（個別指針 20 なお書）。今回の改正では繰延税金負債は減少することとなるため、繰延税金負債の減少額と同額の剰余金を処分し、諸準備金等の金額を増加させる必要があります（個別指針 39）。

d. 注記事項

税率変更により繰延税金資産・負債の金額が修正されたときは、その旨及び修正額を注記する必要があります（財規 8 条の 12 第 1 項第 3 号、連規 15 条の 5 第 1 項第 3 号）。

2. 平成 26 年 4 月 1 日以降に改正法が公布された場合

この場合、従前どおり復興特別法人税を含む法定実効税率を用いて繰延税金資産・負債を計算することとなります。

それとともに、決算日後公布された改正法における税率変更の内容及び影響について後発事象として注記することとなります（財規 8 条の 12 第 1 項第 4 号、連規 15 条の 5 第 1 項第 4 号）。

個別指針：個別財務諸表における税効果会計に関する実務指針

財規：財務諸表等規則

連規：連結財務諸表規則

(2014/2/24 号より)